

浜松市認証保育所事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 市長は、浜松市認証保育所事業実施要綱(以下「実施要綱」という。)に基づいて認証した認証保育所における保育水準の向上及び入所児童の処遇改善を図るため、認証保育所事業を行う事業者に対して予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則(昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。)及びこの交付要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 認証保育所 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第39条第1項に規定する業務を目的とする施設で、法第35条第4項による認可を受けていないもののうち、主として特定の条件に該当する児童を対象としている施設を除き、実施要綱及び認可外保育施設指導監督基準(「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(平成13年雇児発第177号)の別添)で定める要件を満たし、市長が認証した施設をいう。
- (2) 児童 市内に住所を有し、認証保育所に入所している小学校就学前児童の内、保護者が以下のア～ウのいずれかに該当し、保育が必要と認められたものをいう。
 - ア 労働等により保育を必要とする時間が月64時間以上であること。
 - イ 疾病等により保育を必要とする状況にあること。
 - ウ 求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っていること。ただし、補助対象となる期間は1人の保護者につき、連続した90日間(年度内に1回)を限度とする。
- (3) 保護者 市内に住所を有し、児童の親権者、後見人その他の者であって、児童を現に監護しているものをいう。

(交付の要件)

第3条 市税を完納していること。

(補助金の区分等)

第4条 補助金の区分及び補助額等については、別表に定める。

(補助金の申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書

- (2) 収支予算書
 - (3) 市税納付・納入確認同意書（第2号様式）
 - (4) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し
 - (5) 暴力団排除に関する誓約書（第3号様式）
- 2 市長は、前項の申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。
- 3 交付決定後、補助事業の内容に変更が生じたときは、変更交付申請書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
- (1) 変更事業計画書
 - (2) 変更収支予算書
- 4 市長は、前項の申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、補助金の変更交付を決定し、変更交付決定通知書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。

（完了報告等）

第6条 決定通知を受けた者は、当該補助事業が終了したとき、速やかに補助事業完了報告書（第7号様式）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
 - (2) 収支決算書
- 2 市長は、前項により報告を受けたときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、交付確定通知書（第8号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の取消し及び返還）

第7条 市長は、交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当した場合、第5条第2項又は同条第4項の決定を取り消すとともに、補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 認証の取消しを受けたとき。
- (2) 補助事業により整備した施設及び設備を目的に反して使用し、取り壊し、破棄し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したとき。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度から平成32年度までの補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度の補助金に適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月21日から施行する。
- 2 第2条第1号ウ中「90日間」とあるのは、保育施設の入所要件の弾力運用の間、「120日間」と読み替えるものとする。

別表

| 区 分 | 基 準 及 び 補 助 額 | | | | 補助対象 経費 | |
|-----------|--|---------|---------|---------|------------------|--|
| 保育 事業費 | 1 毎月初日の在籍児童数に、次に掲げる基本額を乗じて得た金額と補助対象経費を比較していずれか少ない額とする。 | | | | 認証保育所の保育事業に要する経費 | |
| | 年齢 認証 区分 | 0 歳児 | 1、2 歳児 | 3 歳以上児 | | |
| | 類 | 41,000円 | 22,000円 | 12,000円 | | |
| | 類 | 20,000円 | 11,000円 | 6,000円 | | |
| | 2 児童の年齢は、当該年度の4月1日の前日現在の年齢とする。 | | | | | |

第1号様式

第 号
年 月 日

(あて先) 浜 松 市 長

所 在 地
申請者 名 称
代表者氏名 印

交付申請書

このことについて、 年度における認証保育所事業費補助金の交付を受けたいので、
浜松市認証保育所事業費補助金交付要綱第5条に基づき、関係書類を添えて申請いたします。

記

1 施設の名称

2 補助金の区分

3 事業の目的及び内容

4 交付申請額 金 円

第2号様式

市税納付・納入確認同意書

年 月 日

(あて先) 浜 松 市 長

補助金交付申請者

住 所(または所在地)

フリガナ

氏 名

(または法人名)

印

(法人の場合は法人代表者印)

年 月 日 生

法人設立年月日

年 月 日

下記の補助金交付申請に伴い、浜松市認証保育所事業費補助金交付要綱第3条の規定により、市において、補助金交付申請者の市税の納付又は納入の状況について確認することに同意します。

記

申請補助金 : 浜松市認証保育所事業費補助金

第3号様式

暴力団排除に関する誓約書

浜松市認証保育所事業費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約します。

また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

記

- 1 次に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)
 - (2) 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
 - (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
 - (4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体

年 月 日

(あて先) 浜松市長

所在地
誓約者 名称
(申請者)
代表者氏名

印

第4号様式

第 号
年 月 日

様

浜松市長

交付決定通知書

年 月 日付 第 号により交付申請があった認証保育所事業費補助金について、次のとおり決定します。

記

1 施設の名称

2 補助金の区分

3 交付決定額 金 円

4 交付の条件

- (1) 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
- (2) 補助事業等の中止又は内容を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業等が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業等の事業運営・経理の状況を調査し、不相当と認めたときは当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- (5) 補助事業が完了したときは、すみやかに別に定める様式により補助事業完了報告書を市長に提出すること。
- (6) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- (7) 規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付すること。
- (8) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

第 5 号様式

第 号
年 月 日

(あて先) 浜 松 市 長

所 在 地
申請者 名 称
代表者氏名

印

変更交付申請書

年 月 日付浜松市指令 第 号により交付決定を受けた認証保育所
事業費補助金について、補助事業の内容を下記のとおり変更したいので、浜松市認証保
育所事業費補助金交付要綱第 5 条に基づき、関係書類を添えて申請いたします。

記

1 施設の名称

2 補助金の区分

3 変更の理由

4 変更の内容

| | | |
|---------|---|---|
| 既交付決定額 | 金 | 円 |
| 変更額 | 金 | 円 |
| 変更交付申請額 | 金 | 円 |

第6号様式

第 号
年 月 日

様

浜松市長

変更交付決定通知書

年 月 日付浜松市指令 第 号に係る認証保育所事業費補助
金の交付決定額金 円を下記のとおり変更決定します。

記

1 施設の名称

2 補助金の区分

3 交付決定額 金 円

4 交付の条件

- (1) 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
- (2) 補助事業等の中止又は内容を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業等が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業等の事業運営・経理の状況を調査し、不相当と認めたときは当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- (5) 補助事業が完了したときは、すみやかに別に定める様式により補助事業完了報告書を市長に提出すること。
- (6) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- (7) 規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付すること。
- (8) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

第7号様式

年 月 日

(あて先) 浜 松 市 長

所在地
申請者 名 称
代表者氏名 印

補助事業完了報告書

年 月 日付浜松市指令 第 号及び 年 月 日付浜松市指令 第 号により交付決定を受けた認証保育所事業費補助金について、補助事業が下記のとおり完了したので、浜松市認証保育所事業費補助金交付要綱第6条に基づき、関係書類を添えて報告いたします。

記

- 1 施設の名称
- 2 補助金の区分
- 3 補助事業完了年月日 年 月 日
- 4 添付書類

第8号様式

第 号
年 月 日

様

浜松市長

交付確定通知書

年 月 日付浜松市指令 第 号及び 年 月 日付浜松市指令 第 号により交付決定した認証保育所事業費補助金については、年 月 日付補助事業完了報告に基づき、次のとおり確定します。

記

1 施設の名称

2 補助金の区分

3 交付確定額 金 円